

治験標準業務手順書 改訂箇所 (2025年4月1日改訂第18版)

	第18版	第17版	改訂理由
第3章 第10条 1	1項 治験審査委員会は、月に1回開催する（原則として第4火曜日）。	1項 治験審査委員会は、月に1回開催する（原則として第4火曜日）。 ただし、8月は休会とする。	受託件数の増加に伴い円滑に審査を行うため、「ただし、8月は休会とする。」の文言を削除
第3章 第15条 2	議事録には、開催日時、開催場所、出席委員の氏名、審議内容、審査結果を記載する。	議事録には、開催日時、開催場所、出席委員の氏名 → 所属、審議内容、審査結果を記載する。	記載整備